

居宅介護支援事業所重要事項説明書（契約書第 11 条料金等別紙）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長生園 社会福祉法人
代表者 氏名	理事長 中村 裕予
法人の所在地	京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 19 番地
電話番号	0771-62-0223
事業所数	1.特別養護老人ホーム長生園、2.短期入所生活介護、3.ケアハウス長生園、4.あんしんサポートハウス長生園、5.ヘルパーステーション長生園、6.デイサービスセンター長生園、7.グループホーム幸せの里、8.長生園診療所、9.長生園第2デイサービスセンター、10.あんしんサポートハウス光華苑、11.長生園居宅介護支援事業所

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	長生園居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(所在地) 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 19 番地 (電話番号) 0771-62-0223 (FAX) 0771-62-1898
介護保険指定番号	2671500102
管理者	かわかつ みさき 川勝 美咲
介護支援専門員	かわかつ みさき しおが い めぐみ 川勝 美咲 塩貝 恵

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		業務の総括及び居宅介護支援	1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名		居宅介護支援	1名
	介護支援専門員				

(3) 営業日及びサービス提供地域

営業日	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
休業日	土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 受け付けは可能 ※ 緊急連絡電話 0771-62-0223 (代表)
通常の事業の実施地域	南丹市園部町・八木町・日吉町・京丹波町(旧丹波町)・丹波篠山市(中原山・奥原山・下原山・西野々・安口・本明谷・川原・福住)・亀岡市(東本梅町・宮前町宮川)とする。 (その他、近隣の地域については、利用者の希望を考慮し実施可能)

3. 提供する居宅介護支援のサービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご利用者様やご家族様と面談の上、解決すべき問題点を把握します。
- ・課題分析に基づいて必要と思われるサービスや地域のサービス情報を提供し、ご利用者様に受けたいサービスを選択していただきます。ご利用者様の負担額等も検討させていただきます。
(ご利用者様・ご家族様は、居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます)
- ・居宅サービス計画の原案を作成し、ご利用者様・ご家族様と協議の上、必要があれば、変更をおこないの同意を得ます。(ご利用者様・ご家族様は、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます)
- ・サービス計画作成時やサービス利用時に必要な場合は、医療機関・主治医に、ご利用者様・ご家族様の同意の上、連携を図ります。

② 居宅サービス事業所等との連絡調整

- ・計画に沿って、サービス実施機関に連絡し、受け入れ状況等の調整をおこないます。

③ サービス実施状況の把握とご利用者様の状況把握、評価

- ・毎月居宅訪問を行い、サービスの実施状況の把握に努めます。
- ・ご利用者様の状態を定期的に再評価し、居宅サービス計画の変更等をおこないます。

④ 給付管理業務

- ・毎月給付管理票を作成し京都府国民健康保険団体連合会に提出します。

⑤ 要介護認定等の申請に対する協力、援助

- ・要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。

⑥ 相談業務

- ・介護サービスの利用に関する相談、医療機関との連携に関する相談、ご家族様に関する(介護軽減・環境・精神面など)相談、地域資源の情報提供など生活全般に関する相談をおこないます。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出すと、払い戻しを受けられます。

【基本単位数】(1月につき)

※1単位=10円

居宅介護支援費 (I)	要介護1・2	要介護3～5	備考
(i)	1,086単位	1,411単位	※1
(ii)	544単位	704単位	※2
(iii)	326単位	422単位	※3

- ※1 介護支援専門員1人当たりの担当件数が、45件未満の場合
- ※2 介護支援専門員1人当たりの担当件数が、45件以上60未満の場合
- ※3 介護支援専門員1人当たりの担当件数が、60件以上の場合

【加算・減算】

加算・減算項目	単位数
初回加算	300単位 ※4
入院時情報連携加算	(I) 250単位 ※5
	(II) 200単位 ※6
退院・退所加算	(I)イ 450単位 ※7
	(I)ロ 600単位 ※8
	(II)イ 600単位 ※9
	(II)ロ 750単位 ※10
(III) 900単位 ※11	
通院時情報連携加算	50単位 ※12
運営基準減算	50/100単位で算定 ※13
特定事業所集中減算	-200単位 ※14
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	95/100単位で算定 ※15

- ※4 新規または要支援者が要介護認定を受けた時、要介護状態が2区分以上変更された時に居宅サービス計画を作成した場合。
- ※5 入院した日のうちに医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合。
- ※6 入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合。
- ※7 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合。
- ※8 病院等の職員からの情報収集を1回行っており、その収集方法がカンファレンスの場合。
- ※9 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合。
- ※10 病院等の職員からの情報収集を2回行っており、うち1回以上がカンファレンスをした場合。
- ※11 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っており、うち1回以上がカンファレンスをした場合。
- ※12 ご利用者様が医師又は歯科医師等の診察を受ける際に同席し、ご利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等からご利用者様に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合。
- ※13 厚生労働大臣が定める基準（居宅介護支援業務が適切に行われない場合）に該当した場合。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。
- ※14 正当な理由なく特定の事業所に集中した計画を作成した場合 正当な理由がなく、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一のサービス事業者によって提供された数が80%を超えている場合。
- ※15 居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物に居住している場合。

- (2) 交通費 介護支援専門員が訪問するための交通費はかかりません。
- (3) 解約料 ご利用者様は、いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。
- (4) 実費 ご利用者様及びご家族様から実施記録の複写物の依頼がある場合は、複写物に係る経費をいただきます。

5. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① ご利用者様が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
- ② ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
- ③ ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないように公正、中立に行うものとする。当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
- ④ サービスの実施にあたっては、市町村、他の事業者・施設等との連携に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	内 容
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください。
介護支援専門員への研修の実施	年1回以上研修を実施しています。
居宅への訪問回数を目安	月1回訪問し、サービス提供等の状況を把握します。
居宅介護支援開始後に入院された場合	担当介護支援専門員の氏名と当事業所の連絡先を、入院先医療機関に伝えてください。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様等の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- ② 担当者会議等において、ご利用者様又はそのご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご利用者様の同意をあらかじめ文書により得ておきます。

7. 事故発生時の対応

ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・当該ご利用者様のご家族様等連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

① 当法人のお客さま相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関する御相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 : 管理者 川勝 美咲

電 話 : 0771-62-0223

② その他

当法人以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

※ 京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090

受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時

※ 南丹市役所 高齢福祉課 電話0771-68-0006

受付時間 月曜～金曜 午前9時00分～午後4時30分（祝日除く）

9. サービスの第三者評価の実施状況について

提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

項 目	内 容
(1) 実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
(2) 実施した年月日（直近実施日）	令和 4年11月16日
(3) 実施した機関	きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
(4) 評価結果の開示状況	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

10. 介護支援専門員について

担当介護支援専門員氏名	
-------------	--

※担当介護支援専門員の交代を行う場合は、後任となる介護支援専門員氏名をご利用者様に文書で通知いたします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業所

〈所在地〉 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地

〈名称〉 社会福祉法人 長生園

〈説明者〉 長生園居宅介護支援事業所

氏名

印

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明および交付を受けました。

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

印

代理人

〈住所〉

〈氏名〉

印